



2022年 2月10日
第133号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申30号「桜木町営業統括センターおよび湘南・相模統括センターの過半数代表者の選出に関する緊急申し入れ」を行う！

3月のダイヤ改正にあわせ、桜木町営業統括センターおよび湘南・相模統括センターとして新たな職場となる対象職場に、2月4日付けで「(お知らせ) 2022年度『過半数代表者選出』について」という掲示物が掲出されました。その内容に「(営業) 統括センター発足後、2022年3月31日までは、拠点駅である桜木町駅および茅ヶ崎駅の過半数代表者に任期を務めていただくこととなります」とありますが、その根拠が明確ではありません。拠点職場以外の過半数代表者に何ら説明もない上に、現場で働く社員も蔑ろにされており、これでは法令で禁止されている「使用者の意向に基づいて選出された過半数代表者」であると言わざるを得ません。過半数代表者の選出については、たとえ短期間であっても、公正・公平かつ民主的な手段で選出されるべきものであり、決して使用者たる会社主導であってはなりません。

したがって、下記の通り申し入れますので誠実な回答と真摯な議論をお願いします。

記

1. (営業) 統括センター発足後、2022年3月31日まで、拠点駅の過半数代表者が任期を務めることになった根拠を示すこと。
2. (営業) 統括センター発足後の過半数代表者の選出について、公正・公平かつ民主的な選出方法を執ること。

過半数代表者の選出意義は「労働者」の代表！
団体交渉により、会社の姿勢を正していきます！